

## 給与規程

### (総則)

第1条 この規程は、一般社団法人全国コミュニティ財団協会（以下、当協会という。）就業規則第1条の規定にもとづき、同規則第2条に定める正職員、契約職員（以下、職員という。）の給与について定める。

### (給与の種類)

第2条 職員の給与は、月給制とし、それぞれ次に掲げる区分により支給する。

(1) 基本給

(2) 手当

該当する職員には、次の手当を支給することができる。

①職務手当

②扶養手当

③通勤手当

④住宅手当

⑤特別事業手当

### (基本給)

第3条 基本給は、別表に従い、本人の職務内容、技能、勤務成績、年齢等を考慮して各人別に会長が決定する。

### (初任給)

第4条 初任給は、これまでの職業経験、年齢、学識等を総合的に勘案し、会長が決定する。

### (給与改定)

第5条 給与改定の時期は4月1日とする。給与改定の実施については、当協会の業績、社会情勢等を勘案して毎年決定する。

2 給与改定は、職員の勤務状況、業績等を勘案して各人ごとに、会長が決定する。

### (職務手当)

第6条 職務手当は、事務局長、事務局次長に対し支給できる。

2 職務手当は、毎月1日現在の職務に応じて支給する。

3 職務手当の月額は理事会で別に定める。

### (扶養手当)

第7条 扶養手当は、毎月1日現在に扶養親族のある職員に対して支給する。

2 扶養親族とは、次に掲げるもので、他に生計の途がなく、主として職員の扶養を受けているもので、会長が認めた者とする。

(1)配偶者

(2)満18歳未満の子および孫

(3)父母および祖父母

(4)心身に重大な障害のある子および孫

3 扶養手当の月額は、1人目については、1人につき10,000円、2人目以降については1人につき5,000円とする。

4 扶養親族に異動があった場合は、直ちに会長あてに届け出なければならない。

(通勤手当)

第8条 通勤手当は、最寄駅より勤務先事業所最寄駅までの通勤実費を支給する。

2 前項の利用する交通機関及び通勤実費については、会長の承認を要する。

3 通勤手当は、原則として 6 ヶ月間ごとに通勤に要する実費を支給する。

4 職員が次の各号の一に該当することになった場合、職員は既に支給した通勤手当の残額(解約精算金)を返還するものとする。

(1) 第1項に該当しなくなった場合

(2) 住所又は居所の変更その他の事由により通勤の経路又は手段を変更した場合

(3) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の 1 日から末日までの全日数にわたり通勤しなかったときは、既支給通勤手当額の 1 か月分相当額を返還する

(4) 休職した場合

(5) 退職した場合

(住宅手当)

第9条 住宅手当は、毎月の所定労働時間の 3 / 5 以上勤務し、かつ本人が扶養親族でない場合に支給できる。その額は、理事会で別に定める。

(特別事業手当)

第10条 特別事業手当は、特に新規事業の事業開発・推進や補助事業や委託事業等を担当する職員に、月額 10 万円を上限に会長が決定し、支給できる。

(割増賃金)

第11条 時間外勤務に対する割増賃金は、次の計算方法により支給する。

(1) 1日の実労働時間が 8 時間を超えて勤務した場合

基準賃金 × 1 日 8 時間を超えて勤務した時間数 × 1. 25

(2) 深夜(午後 10 時から午前 5 時までの間)に勤務した場合

基準賃金 × 深夜に勤務した時間数 × 0. 25

(3) 所定休日に勤務することを命ぜられた従業員がその勤務に服した場合

基準賃金 × 所定休日に勤務した時間数 × 1. 25

(4) 法定期間に勤務することを命ぜられた従業員がその勤務に服した場合

基準賃金 × 法定期間に勤務した時間数 × 1. 35

2 基準賃金は、次の算式により計算して支給する。

(基本給 + 職務手当 + 特別事業手当) ÷ 1 か月の平均所定労働時間数

(欠勤等の扱い)

欠勤、遅刻、早退及び私用外出については、基本給から当該日数又は時間分の賃金を、以下の計算方法により算出して控除する。

基準賃金 ÷ 1 か月の平均所定労働時間数

(給与の支給日)

第12条 給与の計算期間は毎月 21 日より翌月 20 日までとし、支給日はその月の 25 日(その日が休日に当るときはその前日、以下順次繰り上げ)とする。

2 前項の計算期間の中途で採用された職員又は退職した職員については、月額の賃金は当該計算期間の所定労働日数を基準に日割計算して支払う。

(給与の支給方法)

第13条 給与は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込むこともできる。

2 給与は、法令の定めによる控除すべき金額を控除して支給する。

(季節手当)

第14条 季節手当の支給月は、原則として年2回 8月、3月とし、その額は、職員の勤怠実績、勤務成果および当協会の財政状況を勘案し、年間で基本給3ヶ月分を上限に支給できる。当該の額は、会長が決定する。

2 季節手当の支給対象期間は、次のとおりとする。

夏季手当 当年3月21日より当年8月20日まで

期末手当 前年8月21日より当年3月20日まで

3 季節手当の支給対象者は、支給対象期間の全て若しくは一部に在籍し、季節手当の支給日現在に在籍する者に支給する。

4 前各項にかかわらず、当協会の業績、社会情勢等やむを得ない事由があるときは、支給時期を延期し、又は支給しないことがある。

(雑 則)

第15条 この規程の実施に関し、必要な事項については、会長が定める。

付 則

この規程は、2019年7月22日より施行する。

## (別表) 基本給（月額）

単位：円

号	基本給	号	基本給	号	基本給	号	基本給	号	基本給
1	125,000	21	225,000	41	325,000	61	425,000	81	525,000
2	130,000	22	230,000	42	330,000	62	430,000	82	530,000
3	135,000	23	235,000	43	335,000	63	435,000	83	535,000
4	140,000	24	240,000	44	340,000	64	440,000	84	540,000
5	145,000	25	245,000	45	345,000	65	445,000	85	545,000
6	150,000	26	250,000	46	350,000	66	450,000	86	550,000
7	155,000	27	255,000	47	355,000	67	455,000	87	555,000
8	160,000	28	260,000	48	360,000	68	460,000	88	560,000
9	165,000	29	265,000	49	365,000	69	465,000	89	565,000
10	170,000	30	270,000	50	370,000	70	470,000	90	570,000
11	175,000	31	275,000	51	375,000	71	475,000	91	575,000
12	180,000	32	280,000	52	380,000	72	480,000	92	580,000
13	185,000	33	285,000	53	385,000	73	485,000	93	585,000
14	190,000	34	290,000	54	390,000	74	490,000	94	590,000
15	195,000	35	295,000	55	395,000	75	495,000	95	595,000
16	200,000	36	300,000	56	400,000	76	500,000	96	600,000
17	205,000	37	305,000	57	405,000	77	505,000	97	605,000
18	210,000	38	310,000	58	410,000	78	510,000	98	610,000
19	215,000	39	315,000	59	415,000	79	515,000	99	615,000
20	220,000	40	320,000	60	420,000	80	520,000	100	620,000